

岩国市飼い主のいない猫の 不妊・去勢手術費助成金申請の手引き

～「ひと」と「ねこ」が共生できるまちづくり～



目次

1	目的	2
2	概要	2
3	申請の流れ	4
4	Q & A	6
5	要綱	7
6	記入例・様式	
	Ⅰ 記入例	
	(様式第1号) 交付申請書	10
	Ⅱ 様式	
	(様式第1号) 交付申請書	11
	(様式第2号) 誓約書	12
7	お問い合わせ先	13



1 目的

動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨に基づき、飼い主のいない猫による生活環境への被害の軽減と猫の殺処分数を削減するとともに、動物愛護と適正管理を啓発し、人と猫との共生社会の実現を図ります。

2 概要

飼い主のいない猫の増加による生活環境への被害を防ぐため、自己飼養、または適正飼養者への譲渡を目的とした不妊又は去勢手術を受けさせる個人に対し、手術費用の一部を助成します。

助成額

- ・猫一匹につき、メス猫20,000円、オス猫10,000円
- ・手術費用が助成金額を下回る場合は支払った金額

手術内容

- ・メスの場合：不妊手術（＋希望する場合は左耳V字カット）
- ・オスの場合：去勢手術（＋希望する場合は右耳V字カット）

対象者

- ・岩国市に住民票がある方
- ・手術後に自己飼養又は適正飼養者へ譲渡できる方
- ・市税を滞納していないこと

対象猫

- ・岩国市内に生息する、外見上健康で概ね6ヵ月以上※と認められる飼い主のいない猫（飼い猫は対象外）

申請件数

- ・同一世帯で年度上限10匹（但し、自己飼養の場合は2匹まで）

※交付決定通知をした日の翌日から起算して60日以内又は申請年度の3月31日のいずれか早い日までに生後約6ヵ月以上となる場合を含む。

申請場所

- ・本庁環境政策課
- ・由宇総合支所市民福祉課
- ・周東総合支所市民福祉課
- ・玖珂支所市民税務班
- ・錦総合支所市民福祉課
- ・美和総合支所市民福祉課(詳しくはP.13へ)

申請期間

- ・各年4月1日から年度の末日まで
(但し、予算額に達し次第締め切ります。)

手術の実施

- ・原則、市内の動物病院に所属する獣医師(詳しくはP.13へ)

注意事項

- 手術後の申請受付はできません。必ず事前に申請の手続きをしてください。
- 申請者自身で猫を保護してください。(助成金の交付が決定された方のみ市で捕獲器の貸出しを行っています。)
- 手術料金は各動物病院によって異なります。予約の際にご確認ください。
- 猫の健康状態等により獣医師が手術を中止する場合があります。中止の場合に生じた費用は、全額申請者負担(助成金対象外)となります。

3 申請の流れ

申請

申請者

市・動物病院への事前相談。



交付申請書（様式第1号）、猫の写真（猫の特徴がわかるもの
※原則、保護前の状態で撮影）、
誓約書（様式第2号）、
相手方登録申出書（該当者のみ）の提出



交付決定

岩国市

交付決定通知書（様式第3号）の送付

猫の保護

申請者

対象猫の保護・捕獲

手術

申請者

市内の動物病院で手術の予約、手術の実施

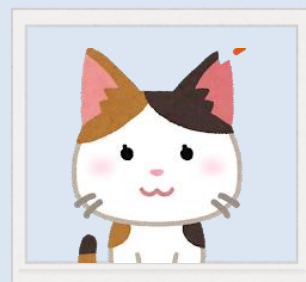
- ・ 手術料金は全額支払い（助成金は後日に口座振込）
- ・ 交付決定翌日から60日後又は3月31日の早い日までに実施



実績報告

申請者

実績報告書（様式第6号）、領収書の写し、
猫の特徴及び手術後の状態が分かる写真。
猫の譲渡報告書（様式第7号・必要であれば）
・手術後14日又は3月31日のいずれか早い日
までに提出



確定通知

岩国市

確定通知書（様式第8号）の送付



請求

申請者

助成金請求書（様式第9号）の提出



助成金交付

岩国市

助成金の支払い（口座振込）
※口座は申請者の個人名義に限る

4 Q & A

どうして、飼い主のいない猫だけを対象
としているの？ 飼い猫はいけないの？



この助成金は飼い主のいない猫による被害軽減と猫の殺処分数を削減するために作られた制度で、飼い猫については、飼い主の適正飼養の責務として自己負担が適当だと考えます。

どうして、耳のV字カットが推奨されているの？

不妊・去勢時にV字カットをすることはその猫が不妊・去勢済みであるという目印のため。万が一逃げてしまっても、その猫の耳がV字カットされていれば一目で手術済みと判別でき、再度保護して開腹手術をされずに済むためです。



後日お金の振込をしてもらう代わりに、
動物病院で手術をした際に、その場で割引して
もらうことはできないの？



前払いの場合、市への請求等で、動物病院の事務負担が増えるうえ、この助成金制度は、実績報告や添付書類で手術の確認をすることが、支払いの必須条件になります。そのため助成金は後払いの口座振込となります。

5 要綱

岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫による生活環境への被害の軽減と猫の殺処分数の削減を図るとともに、動物の愛護と適正な管理を啓発し、人と猫との共生社会を実現するため、飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術を受けさせる個人に対し、予算の範囲内において岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 市内に生息し、生息地域の住民が飼い主のいない猫として共通の認識を持っている猫をいう。
- (2) 不妊手術 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術をいう。
- (3) 去勢手術 雄猫の精巣の摘出手術をいう。
- (4) 手術 不妊手術又は去勢手術をいう。
- (5) 指定獣医師 獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条に規定する免許を受けている者であって、原則、市内の動物病院に所属するものをいう。
- (6) V字カット 再手術防止のため、片方の耳の先端をV字にカットする処置で、カット部分の長さを1センチメートル程度とし、雄猫にあっては右耳に、雌猫にあっては左耳に行うものをいう。

(助成対象猫及び助成対象手術)

第3条 助成の対象となる猫（以下「助成対象猫」という。）は、原則、外見上健康であり、かつ、生後約6か月以上（助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をした日の翌日から起算して60日以内又は助成金の交付の申請（以下「交付申請」という。）をしようとする年度（以下「申請年度」という。）の3月31日のいずれか早い日までに生後約6か月以上となる場合を含む。）であると認められる飼い主のいない猫とする。

2 助成の対象となる手術（以下「助成対象手術」という。）は、助成対象猫に対し指定獣医師において実施する手術とし、当該手術にはV字カットの実施の可否は問わないものとする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、交付申請をする時点において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 適正飼養を目的とし、営利を目的としないこと。

- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 手術を契機に、助成対象猫を自己所有し、適正飼養をする意思がある、又は適正飼養をする者に譲渡する意思があること。
- (5) 申請年度において、助成対象手術を受けさせようとする者であること。
- (6) 岩国市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（助成金の額）

第 5 条 助成金の額は、助成対象手術に要する経費（指定獣医師が手術の際に必要な経費と認めるものを含む。）の実支出額とする。ただし、次の各号に掲げる助成対象手術の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 不妊手術（耳の V 字カットに要する費用を含む。） 2 万円
- (2) 去勢手術（耳の V 字カットに要する費用を含む。） 1 万円

（交付申請）

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が交付申請のために市長に提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 誓約書（様式第 2 号）
- (3) 手術を受けさせようとする猫の特徴が分かる写真
- (4) 相手方登録申出書

2 交付申請は、同一世帯内通算で 1 会計年度につき、10 回を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、自己飼養を目的とする場合の交付申請は、同一世帯内通算で 1 会計年度につき、2 回を限度とする。

（交付決定）

第 7 条 市長は、前条の交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付決定をし、岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付決定通知書（様式第 3 号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、助成金を交付しないことを決定したときは、岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金不交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

（手術の実施）

第 8 条 市長は、交付決定をした者（以下「交付決定者」という。）に対し、原則として、交付決定をした日の翌日から起算して 60 日以内又は申請年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、交付決定通知書を指定獣医師に提示の上、助成対象手術を受けさせるよう求めるものとする。

（手術内容の変更等）

第 9 条 交付決定後に交付決定者が手術の内容を変更し、又は手術を中止しようとするときに市長に提出する書類は、岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付（変更・中止）承認申請書（様式第 5 号）とする。

（実績報告）

第 10 条 交付決定者が実績報告のために市長に提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金実績報告書（様式第 6 号。以下「実績報告書」という。）
- (2) 助成対象手術に要した費用に係る領収書の写し
- (3) 猫の特徴及び手術後の状態が分かる写真
- (4) 手術を実施した猫を譲渡した場合にあっては、猫の譲渡報告書（様式第 7 号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、交付決定者に対し、手術を実施した日の翌日から起算して 14 日以内又は申請年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに前項の書類を提出するよう求めるものとする。
（助成金の額の確定）

第 11 条 市長は、前条第 1 項の実績報告があった場合において、その内容を審査し、実績報告書が交付決定の内容に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金額確定通知書（様式第 8 号）により交付決定者に通知するものとする。
（助成金の請求）

第 12 条 前条の規定により額の確定の通知を受けた交付決定者が助成金の請求のために市長に提出する書類は、岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金請求書（様式第 9 号）とする。
（交付決定の取消し）

第 13 条 規則第 18 条の規定による交付決定の取消しに使用する書類は、岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金取消通知書（様式第 10 号）とする。
（助成金の返還）

第 14 条 規則第 19 条の規定による助成金の返還命令に使用する書類は、岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金返還命令書（様式第 11 号）とする。
（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

6 記入例・様式

記入例 様式第1号 交付申請書

様式第1号（第6条関係）

令和〇年〇月〇日

（宛先）

岩国市長 様

申請者 住所 岩国市今津町一丁目14番51号
ふりがな いわくに たろう
氏名 岩国 太郎
生年月日 平成元年1月1日
（電話 0827 - 29 - 5100）

岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付申請書

岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱に基づく不妊・去勢手術を実施し、助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

また、市税の納税状況について市職員が調査することについて承諾します。

1 対象となる飼い主のいない猫

性別	毛色	推定年齢	特徴	生息地域
雄 <input checked="" type="radio"/> 雌	白	1歳	尻尾が短い	今津町

上記の猫について、生息地域の住民が飼い主のいない猫として共通の認識を持っています。

2 対象となる手術の内容（次のいずれかを○で囲んでください）

不妊手術 ・ 去勢手術

3 助成金の交付申請額

金 20,000 円

（ただし、不妊手術は2万円、去勢手術は1万円を上限とする。）

4 手術予定年月

令和〇年〇月頃

5 本年度の申請件数

同一世帯内通算で一会計年度10回を限度のうち 1 回目

（自己飼養の場合：同一世帯内通算で一会計年度2回を限度のうち 1 回目）

6 添付書類

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 手術を受けさせようとする猫の特徴が分かる写真
- (3) 相手方登録申出書

7 手術後の方針（該当の番号を○で囲んでください）

- 1 自己所有し適正飼養
- 2 適正飼養をする者への譲渡

（宛先）
岩国市長 様

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
生年月日
(電 話 - -)

岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付申請書

岩国市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱に基づく不妊・去勢手術を実施し、助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

また、市税の納税状況について市職員が調査することについて承諾します。

1 対象となる飼い主のいない猫

性 別	毛 色	推定年齢	特 徴	生息地域
雄・雌				

上記の猫について、生息地域の住民が飼い主のいない猫として共通の認識を持っています。

2 対象となる手術の内容（次のいずれかを○で囲んでください）

不妊手術 ・ 去勢手術

3 助成金の交付申請額

金 円

（ただし、不妊手術は2万円、去勢手術は1万円を上限とする。）

4 手術予定年月

_____年 月頃

5 本年度の申請件数

同一世帯内通算で一会計年度10回を限度のうち 回目

（自己飼養の場合：同一世帯内通算で一会計年度2回を限度のうち 回目）

6 添付書類

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 手術を受けさせようとする猫の特徴が分かる写真

(3) 相手方登録申出書

7 手術後の方針（該当の番号を○で囲んでください）

1 自己所有し適正飼養 2 適正飼養をする者への譲渡

誓 約 書

年 月 日

（宛先）
岩国市長 様

申請者 住 所
ふりがな
氏 名

（電話 ー ー ）

私は、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を実施するに当たり、次の事項について誓約します。

- 1 猫の不妊・去勢手術は、飼い主のいない猫に限り実施します。
【手術を中止した場合に生じた費用は、自己負担します。】
- 2 手術を実施しようとする猫を責任を持って終生に渡り飼養し、又は適正飼養をする者に譲渡します。
- 3 飼養については屋内飼養を原則とし、首輪、V字カット等で所有を明示するとともに、糞尿等で周辺住民に迷惑をかけることがないように適正な飼養に努めます。
- 4 猫が他人の飼い猫であると判明した場合、不妊・去勢手術に関して生じた諸問題は、自己の責任において解決します。
- 5 この猫の飼養に起因して生じた諸問題は、自己の責任において解決します。

7 お問い合わせ先



岩国市内動物病院一覧

動物病院名	所在地	電話番号
赤岸犬猫病院	山手町二丁目1番15号	(0827)21-0443
河上動物病院	昭和町一丁目4番3号	(0827)21-6326
キャロット動物病院	南岩国町一丁目14番40号	(0827)32-7787
グリーン動物病院	海土路町二丁目4番15-3号	(0827)32-4970
神田獣医科	美川町小川市ヶ原1387	(0827)76-0208
竹田動物病院	周東町西長野153番地5	(0827)84-4077
なつめ動物診療所	今津町一丁目6番22号	(0827)93-2915
西野動物病院	今津町二丁目9番1号	(0827)24-0701
のじま動物病院	関戸1020番地2	(0827)43-0298
ふじしま動物病院	門前町二丁目30番13号	(0827)35-6256
みさお動物病院	山手町三丁目2番12号	(0827)24-1217
森崎動物病院	中津町三丁目9番19号	(0827)29-2345

申請窓口

市役所名	所在地	電話番号
岩国市役所 環境政策課	今津町一丁目14番51号	(0827)29-5100
由宇総合支所 市民福祉課	由宇町中央一丁目1番10号	(0827)63-1112
周東総合支所 市民福祉課	周東町下久原1208番地1	(0827)84-1112
玖珂支所 市民税務班	玖珂町4933番地2	(0827)82-2511
錦総合支所 市民福祉課	錦町広瀬12番地8	(0827)72-2112
美和総合支所 市民福祉課	美和町生見12126番地	(0827)96-1113